

滝沢ダム事業費管理検討会規約の変更（案）について

新旧対照表

（変更部分は下線部分である）

変更(案)	現行
<p style="text-align: center;">滝沢ダム事業費管理検討会 規約</p> <p>（趣旨） 第1条 滝沢ダム事業費管理検討会（以下「検討会」という。）の組織及び運営に関しては、この規約の定めるところによる。</p> <p>（目的） 第2条 滝沢ダム建設事業の建設に関する検討及び情報交換等を行い、更なる縮減を含む事業費管理と適正な事業執行を行うことを目的として「検討会」を設置する。</p> <p>（検討会組織） 第3条 検討会は、別表1に掲げる者をもって組織する。</p> <p>（幹事会） 第4条 検討会に幹事会を置くものとする。 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって組織する。</p> <p>（検討会の所掌業務） 第5条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。 一 滝沢ダム建設事業（事業費・事業量・実施工程）の執行状況及び今後の事業実施に関する課題等の検討 二 滝沢ダム建設事業の現在までのコスト縮減による実施状況の検証及び今後のコスト縮減方策についての情報交換 三 その他検討会が必要と認めた事項</p> <p>（検討会の開催） 第6条 検討会の開催は、年2回を基本とするが、その他委員より開催の要請があった場合は、随時開催することができるものとする。 2 幹事会は、検討会に先立ち開催することを基本とし、その他幹事より開催の要請があった場合は、随時開催できるものとする。</p> <p>（事務局） 第7条 事務局は、独立行政法人水資源機構ダム事業部事業課に置くものとし、検討会に関する庶務は事務局において処理する。</p> <p>（会議の招集） 第8条 検討会及び幹事会は、事務局が招集する。</p> <p>（補則） 第9条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、必要に応じて別に定める。</p> <p>附則 この規約は、平成20年8月20日から実施する。 <u>附則 この規約の変更は、平成23年1月19日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">滝沢ダム事業費管理検討会 規約</p> <p>（趣旨） 第1条 滝沢ダム事業費管理検討会（以下「検討会」という。）の組織及び運営に関しては、この規約の定めるところによる。</p> <p>（目的） 第2条 滝沢ダム建設事業の建設に関する検討及び情報交換等を行い、更なる縮減を含む事業費管理と適正な事業執行を行うことを目的として「検討会」を設置する。</p> <p>（検討会組織） 第3条 検討会は、別表1に掲げる者をもって組織する。</p> <p>（幹事会） 第4条 検討会に幹事会を置くものとする。 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって組織する。</p> <p>（検討会の所掌業務） 第5条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。 一 滝沢ダム建設事業（事業費・事業量・実施工程）の執行状況及び今後の事業実施に関する課題等の検討 二 滝沢ダム建設事業の現在までのコスト縮減による実施状況の検証及び今後のコスト縮減方策についての情報交換 三 その他検討会が必要と認めた事項</p> <p>（検討会の開催） 第6条 検討会の開催は、年2回を基本とするが、その他委員より開催の要請があった場合は、随時開催することができるものとする。 2 幹事会は、検討会に先立ち開催することを基本とし、その他幹事より開催の要請があった場合は、随時開催できるものとする。</p> <p>（事務局） 第7条 事務局は、独立行政法人水資源機構ダム事業部事業課に置くものとし、検討会に関する庶務は事務局において処理する。</p> <p>（会議の招集） 第8条 検討会及び幹事会は、事務局が招集する。</p> <p>（補則） 第9条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、必要に応じて別に定める。</p> <p>附則 この規約は、平成20年8月20日から実施する。</p>

別表1

滝沢ダム事業費管理検討会 委員	
埼玉県	企画財政部 地域政策局長
	県土整備部長
	企業局長
東京都	都市整備局 都市づくり政策部長
	建設局 河川部長
	水道局 企画担当部長
水資源機構	ダム事業部長
国土交通省	関東地方整備局 河川部 広域水管理官(オブザーバー)

別表2

滝沢ダム事業費管理検討会幹事会 幹事	
埼玉県	企画財政部 土地水政策課長
	県土整備部 河川砂防課長
	企業局 水道業務課長
	企業局 総務課長
東京都	都市整備局 都市づくり政策部 水資源・建設副産物担当課長
	建設局 河川部 計画課長
	水道局 総務部 施設計画課長
水資源機構	ダム事業部 事業課長
国土交通省	関東地方整備局 河川部
	河川計画課長(オブザーバー)
	河川環境課長(オブザーバー)

別表1

滝沢ダム事業費管理検討会 委員	
埼玉県	企画財政部 地域政策局長
	県土整備部長
	企業局長
東京都	都市整備局 都市づくり政策部長
	建設局 河川部長
	水道局 企画担当部長
水資源機構	ダム事業部長
国土交通省	関東地方整備局 河川部 広域水管理官(オブザーバー)

別表2

滝沢ダム事業費管理検討会幹事会 幹事	
埼玉県	企画財政部 土地水政策課長
	県土整備部 河川砂防課長
	企業局 水道業務課長
	企業局 総務課長
東京都	都市整備局 都市づくり政策部 副参事(水資源・建設副産物担当)
	建設局 河川部 計画課長
	水道局 総務部 施設計画課長
水資源機構	ダム事業部 事業課長
国土交通省	関東地方整備局 河川部
	河川計画課長(オブザーバー)
	河川環境課長(オブザーバー)